

## テーマ募集型社会課題解決プロジェクト事業補助金 Q&A

Q 1 : どのような内容が補助対象に該当するのか？

A 1 : 社会課題の解決に資する内容の事業計画の策定や試作を行う事業であれば、何でも申請可能です。但し、審査では新規性の程度や実現可能性等に基づき総合的に評価します。

Q 2 : 東京に本店がある創業 100 年の企業だが、京都府内にはまだ拠点が無い。9 月に京都府内に新たに支店（営業所、事務所等）を設けようと思うが、申請対象となるか？

A 2 : 当補助金が後押しとなり、交付決定後の拠点設立であれば、(1) に該当し対象となります（予定では 9 月中に交付の可否を通知します）。

Q 3 : 京都府内に既に事務所があるが、12 月に新たな事務所を京都府内に構えようと思う。申請対象となるか？※ (1) に該当するか？

A 3 : 府内における拠点の増設は (1) に該当せず、対象となりません。ただし、既設事務所が主たる事業所で、原則として創業後 5 年以内の場合は、(2) に該当し対象となります。

Q 4 : 京都府内で 10 年以上事業を行っている個人事業主だが、法人化した場合は対象となるか？

A 4 : 交付決定後であれば (1) に該当し、対象となります。

Q 5 : 登記上は創業後 6 年であるが、実際は活動して 5 年以内である。申請可能か？

A 5 : 活動期間が 5 年以内と判断できれば、対象とします。

Q 6 : (1) で申請し、交付決定後、最終的に府内で拠点設立等ができなかった場合にはどうなるのか？

A 6 : 補助金を交付することはできません。概算払いで既に補助金を交付している分については、加算金を加えて返還頂くこととなります。